

2014年8月4日

無駄撲滅プロジェクトチーム

提 言

行政改革推進本部
無駄撲滅プロジェクトチーム
座長 河野 太郎

厚生労働省

医療費適正化計画について

2008年から2012年までの第1期の計画の評価・検証がなされる前に第2期の計画が策定されてしまっており、PDCAのサイクルが回っていない。そのため第1期の計画が医療費の抑制にどの程度つながったのか不明と言わざるを得ない。

とくに国民健康保険の保険者のなかには、神奈川県各市町村のように、医療費のデータにすら注意を払ってこなかったものもあり、保険者機能を果たしていない。メタボ健診による医療費の抑制についても、詳細は不明なままである。

第1期医療費適正化計画では、特定健診実施率、特定保健指導実施率、メタボ該当者・予備群減少率のみが目標されたが、医療費を抑制するためにはそれだけでよいのかという疑問がある。

しかも、特定健診実施率と特定保健指導実施率が大幅に目標未達になっているにもかかわらず、メタボ該当者・予備群減少率は目標を上回り、目標の数値が適切に設定されていたのか、それぞれ相互に関連性があるのかも疑わしい。

- 医療費適正化計画を実行するのは、保険者なのか都道府県なのかを明確にする必要がある。
- 都道府県ならば、都道府県が作成する医療費適正化計画に医療費適正化の目標を盛り込むべき。保険者が担うのであれば、保険料率のインセンティブを大きくするべき。
- 実績の評価を行ってから次の計画が立案されるべきであり、現在のサイクルは見直しすべき。

- 平均在院日数の短縮と医療費抑制との関係を検証し、関連性を明確にしたうえで目標を設定すべき。
- 在院日数の短縮に関して、具体的な方策を示す必要がある。
- 医療費の分析がきちんとできるようにレセプトの記載方法を変更すべき。
- レセプトの電子化達成を前倒しすべき。
- 「レセプト病名」をなくすために薬の保険適用を整理すべき。
- 第2期医療費適正化計画の「目標」に、特定健診実施率、特定保健指導実施率、メタボ該当者・予備群減少率だけでなく、医療費適正化につながるさらに具体的な目標を盛り込むべき。
- とくに後発医薬品（ジェネリック）がある医薬品については、原則、すべての処方箋に対して後発医薬品を調剤するようにすべき。先発医薬品を調剤させる場合には、処方箋に先発医薬品を調剤させる必要性を医師が明記することを義務付けるべき。
- 医療費の自己負担がない医療扶助受給者に対して、処方箋での指定がないにもかかわらず先発医薬品を調剤する場合には、公平性の観点から自己負担分を負担させるべき。
- 医療扶助の適正化を図るために、指定医療機関の指定要件に電子レセプトが導入されていることを盛り込むこと。
- 精神病で企業を退職し、健保組合等から国保に移った者の精神病に関する医療費の負担について、健保組合等にも一部負担を求めるべき。
- 精神病患者に対する多剤投与について、保険者のチェック機能を強化すべき。
- OTC（一般用医薬品）で入手可能な医薬品に関しては、保険適用から外すべき。

医療保険に対する公費助成について

現在の協会けんぽへの公費助成のように、制度そのものへ公費を投入することは、健保組合加入者は収入が少なくとも助成を受けることができず、協会けんぽ加入者は収入が多くとも助成を受けることができるという不公平を生じることになり好ましくない。

- 収入の多少にかかわる調整は、それぞれ個人ごとに行われるべきであって、制度ごとに助成をするべきではない。
- そもそも収入格差に関する調整は、社会保障の各分野でそれぞれ行うのではなく、一元化されるべきである。

国民年金保険料の徴収について

国民年金の保険料徴収業務に関しては、267億円のコストと86億円の人件費をかけながら、納付率は4割を切るところまで低下している。

見かけの納付率を高くするために、年金機構は免除・猶予を乱発しているが、これは将来の無年金、低年金を増やすだけで意味がないと言わざるを得ない。見かけの納付率を向上させるために年金機構の定員を増やそうとするのは本末転倒であり、認められるべきものではない。

- 国民年金保険料の納付率に関しては、すべての被保険者を分母とする納付率を公表すべきである。
- 社会保険事務所ごとの年金納付率を明確にして、職員の評価に反映させるべきである。
- 強制徴収の費用対効果を検証すべきである。
- 納付率向上の短期的な対策としては費用対効果の検証を行うべきである。
- 長期的な対策としては、保険料徴収事務をなくす方向に制度を転換させるべきである。

外国人に対する生活保護の支払いについて

外国人に対する生活保護の支払いについては事業費ベースで年間1,220億円にもものぼることから、現状を維持することは困難と言わざるを得ない。

- 来日外国人に対しては、早急にガイドラインを設け、生活を維持することが困難な場合は国外退去を視野に入れるべきである。

経済産業省

中小企業対策予算について

中小企業対策予算について、その効果の検証がほとんど行われていない。中小企業対策として行われている事業に現実的な効果があるのか、その額を中小企業全般に対して、あるいは起業後何年等の条件にあてはまる企業に対して、例えば社会保険料を減免する財源に充当したほうがよいのか等の検討が必要である。

また、中小企業予算の執行を、経済産業局が実施すべきか、都道府県・政令指定都市が実施すべきかについてもさまざまな議論がある。

- これまでの中小企業対策の定量的な効果の検証を行うべきである。
- これまでの中小企業対策と起業直後の企業に対する社会保険料の減免に充当する場合を比較し、どちらの効果が大きいのか、比較検証すべきである。
- 次年度の中小企業対策予算に関して、手あげ方式でいくつかの都道府県・政令指定都市に予算を中小企業対策一括交付金として渡し、都道府県と経済産業局のいずれが効果的に執行できるかの検証を行うべきである。
- 金融支援の効果の検証を行うべきである。これまでの100%保証の特別保証が銀行業界に与えてきた影響を検証すべきである。
- 銀行の預貸率も非常に低い状態になっているので、銀行の側にも預貸率の目標数値を持たせるべきである。(金融庁)
- 商店街に対する補助事業の効果の検証を行うべきである。